

令和7年度答申第6号  
令和7年11月12日

松戸市教育委員会  
教育長 波田 寿一 様

松戸市個人情報保護審議会  
会長 井川信子印

保有個人情報非開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

令和7年8月19日付け松教生総第157号をもって諮問のあった保有個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、別紙のとおり答申する。

## 答　申

### 1 審議会の結論

松戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は本件処分を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

### 2 本件審査請求までの経過

- (1) 審査請求人は、令和7年2月17日付け保有個人情報開示請求書により、「1 令和5年10月に〇〇〇〇がX（旧Twitter）に投稿した内容に関する情報提供やご意見のうち、開示請求者以外の個人権利利益を害するおそれのない部分（電子的記録を含む）。2 令和5年10月以降の〇〇〇〇に関する記録のうち、人事管理に係る記録を除く部分（電子的記録を含む）。3 いずれも請求者が令和6年7月6日に保有個人情報開示請求をした際に全部開示された記録を除く。」について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、保有個人情報の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- (2) 本件開示請求に対して、令和7年3月11日付け保有個人情報非開示決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）により、本件処分を行った。
- (3) 審査請求人は、本件処分を不服として、令和7年6月10日付け審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）により、本件審査請求を行った。
- (4) 審査請求人は、令和7年10月2日付け反論書を提出した。

### 3 本件審査請求の趣旨及び理由

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件審査請求の趣旨  
本件処分を取り消して、全て開示するとの裁決を求める。
- (2) 本件審査請求の理由  
教育委員会は、審査請求人に対して懲戒処分をほのめかし、審査請求人が勤務時間外に私的に利用しているSNSの投稿の削除を命じている。本件は、教育委員会教育総務課の職員による口頭説明および公文書一部開示決定通知書（松教生総第70号・令和7年5月29日）により、審査請求人に指導をした職員が処分されていることが判明している（本件審査請求書別紙1）。令和7年2月17日に審査請求人が提出した保有個人情報開

示請求書は、審査請求人に指導した職員が処分されていることと密接に関わる内容である。審査請求人に指導をした職員が、処分を受ける言動を行うに至る原因となった文書であるのだから、全部開示することが相当である。また、全部開示することが相当でないとしても、非開示を決定した文書には、接続詞、助詞、副詞、「である」等の語尾、前後の文脈なしには意味を理解することのできない語などが記載されていると思われ、それらを開示しても、開示請求者以外の個人権利利益を害する恐れがあるとは言えないのだから、その部分については開示することが相当である。同様に、人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるとは言えないのだから、その部分については開示することが相当である。

#### 4 処分庁の説明

処分庁の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却することを求める。

(2) 本件処分の理由

ア 非開示とした理由について

本件開示請求における、開示請求に係る保有個人情報の名称等において、「3. いずれも請求者が令和6年7月6日に保有個人情報開示請求をした際に全部開示された記録を除く。」とされており、今回該当となる文書がすでに令和6年8月22日付け松教学学第383号（以下「前回決定通知書」という。）により開示された文書と同様であったため非開示とした。

イ 上記令和6年7月6日付け保有個人情報開示請求を一部開示とした理由について

令和6年7月6日付け保有個人情報開示請求については、前回決定通知書により保有個人情報一部開示決定処分をしており、一部開示とした文書は、別紙のNo. 3-4の公文書である。

別紙No. 3-4の内容は、審査請求人からのハラスマントの申し出を受けて実施した聞き取り記録であり、その内容は職員の懲戒・矯正措置といった人事管理に係る事務に関するものであることから、それを公にすることは公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあり、法第78条第1項第7号に該当することから、その一部を非開示とした。

また、審査請求人が主張する、接続詞・助詞・語尾についても、聞き

取りの内容が類推されるおそれがあることを鑑み、上記と同様に非開示とした。

なお、当該4(2)イについては、あくまで補足の記載である。補足理由としては、本件審査請求の内容が、審査請求人からの令和6年7月6日付け保有個人情報開示請求に対する内容であったことを鑑み、審査請求人の意向を考慮し、弁明したものである。

## 5 審議会の判断

本件処分に対する審議会の判断は、次のとおりである。

### (1) 文書の特定について

本件開示請求における開示請求書には、開示対象の個人情報として「3 いずれも請求者が令和6年7月6日に保有個人情報開示請求をした際に全部開示された記録を除く。」と記載されている。

この点、処分庁は弁明書において「今回該当となる文書がすでに前決定通知書により開示された文書と同様であったため非開示とした。」としている。しかし、開示請求書の記載内容を読む限りでは、前回決定通知書において一部開示とした部分についても、処分庁は改めて開示対象として特定する必要が認められる。前回決定通知書の内、教育総務課に関する別紙のNo. 3-4の文書が一部開示であった以上、これを改めて特定し開示決定等をすべきである。

当審議会において、処分庁に対し意見聴取を行ったところ、他にも特定漏れの文書が確認された。処分庁はこれらの特定漏れの文書についても特定し、開示決定等をすべきである。

### (2) 前回決定通知書別紙No. 3-4における非開示箇所について

ア 前回決定通知書別紙No. 3-4における非開示箇所については、上述のとおり処分庁が改めて特定し、開示の可否を決定すべきところであるが、審査請求人・処分庁の双方より、審査請求書・反論書及び弁明書において開示の可否についての主張がなされているため、審議会としての意見を述べる。

法第78条第1項第7号は、「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの  
イ～ホ (略)

ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

ト（略）」と規定している。

人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評定や人事異動、昇格等の人事構想等を開示することにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報を非開示とするものである。そして、「支障を及ぼすおそれ」については、行政機関の恣意的判断を許容する趣旨ではなく、客観的に判断される必要があると解する。支障の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、おそれの程度も単なる可能性ではなく、法的保護に値する相当の蓋然性が要求される。

イ 当審議会において、インカメラ審理を行うとともに処分庁に対して意見聴取を行ったところ、非開示箇所は、審査請求人からのハラスメントの申し出を受けて実施した聞き取り記録であり、職員に対する懲戒・矯正措置といった人事管理に関する事項が記載されていた。そして、これらの内容が公開されることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれが認められた。（法第78条第1項第7号へ該当）

また、非開示箇所には、処分庁が審査請求人に対して行った指導に関する内容も記載されており、これらを公開することによって、指導を適正に行うという業務に支障を及ぼすおそれも認められる。（法第78条第1項第7号柱書該当）

したがって、当該部分を非開示とした処分庁の判断は妥当である。

## 6 結論

以上により、審議会としては、「1 審議会の結論」のとおり判断する。  
当審議会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審議会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 7年 8月19日	諮問書の受理
令和 7年 9月10日	第1回審議会（諮問の報告・審議）
令和 7年10月16日	第2回審議会（審議・意見陳述）
令和 7年11月12日	第3回審議会（審議・理由説明）